

令和 2 年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(可児市体育施設)

令和 3 年 3 月 3 日

可児市監査委員

地方自治法及び可児市監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査(財政援助団体等監査)

2. 監査の対象

施設名 可児市体育施設
(運動公園グラウンド・スタジアム・テニスコート・第 1 弓道場・第 2 弓道場・ウエイトリフティング場、B & G 海洋センター、塩河公園グラウンド、鳴子近隣公園テニスコート、広見市民グラウンド、姫治市民グラウンド、坊主山市民グラウンド)

団体名 K S C グループ (代表団体：ミズノスポーツサービス株式会社)

所管課 可児市文化スポーツ部 文化スポーツ課

3. 監査の着眼点

指定管理業務の仕様書に沿って事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか、また指定管理業務の範囲内における出納その他出納に関連した事務が適正に行われているかを主眼に実施するもの。

4. 監査の主な実施内容

監査委員事務局職員が事前に、K S C グループ及び文化スポーツ課から収集した関係資料(※)の内容審査、及び現場で出納に係る証憑・照合確認や関係職員とヒアリングを実施すると共に、これら事前確認(予備監査)を経た上で、さらに監査委員が現場にて(帳簿突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いての)追加確認や説明を受けるなどの方法により実施した。

※定款・経理規則・規約等の写し、組織の概要、基本協定書・年度協定書の写し、令和元年度事業報告書及び決算書、施設管理等各種マニュアル、モニタリング等評価報告書など

5. 監査の日程及び実施場所

監査期間：令和 2 年 10 月 22 日～令和 3 年 1 月 15 日

※監査委員事務局職員による現地踏査 令和 2 年 12 月 10 日

※監査委員監査(本監査) 令和 2 年 12 月 24 日

実施場所：監査委員事務局(関係書類の内容審査)、及び可児市 B & G 海洋センター(現地踏査、監査委員監査)

6. 監査の結果

監査の結果、当該指定管理に係る出納その他の事務の執行は、当該指定管理の目的に沿って、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響から、施設利用期間の縮小や利用者の減少により、施設利用料の確保や事業計画の執行が困難な状況は否めないが、引き続き施設管理の適正な実施と利用者サービスの向上に努められたい。

7. その他

令和元年度収支状況(令和元年度事業報告書より)

区 分	金 額
収入総額	103,511,073 円 (うち、指定管理料 73,171,294 円)
支出総額	104,052,907 円
収支差額	△541,834 円